

防地防第 3 9 8 7 号
令和元年 7 月 9 日
一部改正 防地地第 1 1 6 2 8 号
令和 3 年 7 月 1 日
防地地第 9 3 9 5 号
令和 7 年 4 月 1 4 日

北海道防衛局長
東北防衛局長
南関東防衛局長 殿
近畿中部防衛局長
九州防衛局長

地方協力局長
(公印省略)

演習場周辺における住宅防音事業の実施について（通知）

標記について、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 0 9 号）第 1 2 条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

演習場周辺における住宅防音事業の実施について

1 住宅防音工事の対象とする室等について

住宅防音工事の対象は、住宅の居室とし、専用調理室（台所）、区画された玄関、浴室等は、原則として対象としないものとする。

また、住宅防音工事は、補助の対象とする住宅の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定に基づき作成される住民基本台帳に登載された世帯をいう。以下同じ。）の人員に応じて次の表に掲げる居室数以内の居室を対象として、実施するものとする。

世 帯 人 員	居 室 数
1 人	2 居 室
2 人	3 居 室
3 人	4 居 室
4人以上	5 居 室

2 機能復旧工事について

機能復旧工事は、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める基準により行うものとする。

(1) 空気調和機器機能復旧工事

ア 防音工事により設置され、防音工事の完了の日から起算して10年以上が経過し、現にその機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器に対して実施する。

イ 防音工事により設置した空気調和機器に替えて、補助事業者等自らの負担で設置した空気調和機器は、当該防音工事により設置されたものとみなす。

(2) 防音建具機能復旧工事

ア 防音工事により外部開口部に設置され、防音工事の完了の日から起算して10年以上が経過し、現にその機能の全部又は一部を保持していない防音建具に対して実施する。

イ 防音工事により設置した防音建具に替えて、補助事業者等自らの負担で設置した防音建具は、当該防音工事により設置されたものとみなす。

3 住宅防音工事に係る工事費及び設計監理費の算定等について

交付要綱を実施するために必要な工事費及び設計監理費の算定等については、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について（地防第3606号。22. 3. 29）の別添第3の規定に準じて行うものとする。

4 住宅防音事業に関する事務処理及び個人情報の取扱いについて

交付要綱を実施するために必要な事務処理及び個人情報の取扱いについては、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について（地防第3606号。22. 3. 29）の別添の5の規定に準じて行うものとする。

5 その他

地方防衛局長は、1から4までの規定により難しい場合は、地方協力局長と協議するものとする。